

IV 資 料

1 市民センターの予算

<歳 出>

〔市民センターにかかる経費〕

単位:千円

		平成18年度(決算)	平成19年度(決算)	平成20年度(決算)	平成21年度(決算)	平成22年度(予算)
地域社会教育事業費(※)		543,340	525,437	519,892	520,686	560,499
市民センター 施設費	運営管理費	1,303,032	1,317,349	1,294,120	1,240,579	1,306,412
	施設整備費 ・改築費等	445,307	934,984	313,747	964,852	1,250,977
合 計		2,291,679	2,777,770	2,127,759	2,726,117	3,117,888

※地域社会教育事業費 内訳

単位:千円

		平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(決算)		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
		拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館
各種 講座等	家庭教育 推進事業	491	5,017	413	5,634	573	4,997	423	5,036	475	5,246
	青少年健全 育成事業	5,283	4,362	4,176	3,969	3,436	3,322	2,153	3,341	1,652	3,957
	成人学習 振興事業	606	5,385	639	5,730	332	6,143	309	8,029	313	6,436
	高齢者学習 振興事業	691	4,352	738	5,060	555	4,426	548	5,019	570	4,701
	地域社会教育 推進事業	2,188	5,673	2,202	5,278	1,631	4,810	782	4,245	3,573	4,947
	民間指導者 育成事業	3,113	2,987	2,858	2,101	1,811	2,578	1,287	3,013	1,878	2,799
	学習情報 提供事業	1,604	1,836	1,869	1,982	841	2,624	689	108	995	914
	若者によるまち づくり実践塾									1,050	
	小 計	13,976	29,612	12,895	29,754	9,179	28,900	6,191	28,791	10,506	29,000
学習情報提供事業 (情報コーナー・学習 情報提供システム関係)		17,257		16,101		15,151		14,966		16,213	
その他事務経費		13,407	469,088	12,586	454,101	11,159	455,503	20,305	450,433	12,785	491,995
合 計		44,640	498,700	41,582	483,855	35,489	484,403	41,462	479,224	39,504	520,995

<歳 入>

単位:千円

	平成18年度(決算)	平成19年度(決算)	平成20年度(決算)	平成21年度(決算)	平成22年度(予算)
市民センター使用料	166,024	161,933	158,929	152,448	162,295

2 平成22年度 市民センター職員数

(平成22年6月1日現在)

 部分は嘱託職員

 内部で兼務

 外部と兼務

青葉区

		教 育 委 員 会											(財)ひと・まち交流財団							
	職名 館名	センター長	センター次長	係長	主 査		主 任		主 事		正職員以外		合 計	(常勤嘱託)長	事業職員			非常勤嘱託	合 計	総 計
					社会教育主事	主 査	社会教育主事	主 任	社会教育主事	主 事	臨時職員	専門員			主 任	事業職員	事務常勤職員			
1	青葉区中央	1		1	3		1	3				1	10	兼1	1	5		2	8	18
2	柏 木												0	1		5		1	7	7
3	広 瀬												0	兼1	1	2			4	4
4	宮城西												0	1	1	2		1	5	5
5	北 山												0	0		0			0	0
6	福 沢												0	1	1	3		1	6	6
7	旭ヶ丘												0	1	1	2	1	2	7	7
8	三本松												0	1		4		1	6	6
9	片 平												0	1	1	3		兼1	5	5
10	大 沢												0	1		4		1	6	6
11	水の森												0	1	1	3			5	5
12	貝ヶ森												0	1	1	3		1	6	6
13	落 合												0	1	1	3		1	6	6
14	中 山												0	1		4		1	6	6
15	折 立												0	1		3	1	1	6	6
16	吉 成												0	1	1	3		1	6	6
17	木町通												0	1		3	1	2	7	7
	小 計	1	0	1	3	0	1	3	0	0	0	1	11	16	10	52	3	16	96	106

宮城野区

1	中 央	1	1	兼1	4	2		2		3	1	0	15	兼1	1	7		2	10
2	高 砂												0	1		4		1	6
3	岩 切												0	1	1	3		1	6
4	鶴ヶ谷												0	1	1	3		1	6
5	榴岡(軽体育館含む)												0	1	1	5	1	2	10
6	東 部												0	1		4		1	6
7	幸 町												0	1	1	3		1	6
8	田 子												0	1	1	3		1	6
9	福 室												0	1		4		1	6
	小 計	1	1	0	4	2	0	2	0	3	1	0	14	8	6	36	1	11	62

若林区

1	若林区中央	1		1	2			2				1	7	兼1	1	3	0	0	4
2	七 郷												0	1		4		1	6
3	荒 町												0	1		3	1	1	6
4	六 郷												0	1	1	1		1	4
5	若 林												0	1	1	3		1	6
6	沖 野												0	1		4		1	6
	小 計	1	0	1	2	0	0	2	0	0	0	1	7	5	3	18	1	5	32

太白区

		教 育 委 員 会										(財)ひと・まち交流財団								
	職名 館名	センター長	センター次長	係長	主 査		主 任		主 事		正職員以外		合 計	(常勤嘱託)館長	事業職員				合 計	総 計
					社会教育主事	主 査	社会教育主事	主 任	社会教育主事	主 事	臨時職員	専門員			主 任	事業職員	事務常勤嘱託職員	非常勤嘱託		
1	太白区中央	1		1	3	1	1				1		8	兼1	1	3	0	0	4	12
2	中田												0	1		3	1	1	6	6
3	生出												0	1	1	2	1	1	6	6
4	秋保												0	1	1	4		1	7	7
5	馬場												0	兼1	兼1	兼4		兼1	0	0
6	湯元												0	兼1	兼1	兼4		兼1	1	1
7	西多賀												0	1	1	3		1	6	6
8	八本松												0	1		4		1	6	6
9	八木山												0	1	1	3		1	6	6
10	山田												0	1	0	3	1	1	6	6
11	茂庭台												0	1		4		1	6	6
12	東中田												0	1		4		1	6	6
13	柳生												0	1		3	1	1	6	6
14	富沢												0	1		4		1	6	6
	小 計	1	0	1	3	1	1	0	0	0	1	0	8	11	5	43	4	12	72	80

泉 区

1	泉区中央	1		1	2			3			1		8	兼1	1	5		2	8	16
2	根白石												0	1		4		1	6	6
3	南光台												0	1	1	3		1	6	6
4	黒松												0	1		4	0	2	7	6
5	将監												0	1		4		1	6	6
6	加茂												0	1	1	3		1	6	6
7	高森												0	1	1	2		1	5	6
8	松陵												0	1		4		1	6	6
9	寺岡												0	1		4		1	6	6
10	長命ヶ丘												0	1	1	3		1	6	6
11	松森												0	1		2	2	2	7	7
12	桂												0	1		4		1	6	6
13	南中山												0	1		4		1	6	6
	小 計	1	0	1	2	0	0	3	0	0	1	0	8	12	5	46	2	16	81	89

総 計

		教 育 委 員 会											(財)ひと・まち交流財団						
	職名 <																		

3 平成22年度 主催講座の事業別実施状況

区 名		青 葉 区														
館 名		青葉区中央	柏木	北山	福沢	旭ヶ丘	三本松	片平	水の森	貝ヶ森	中山	折立	広瀬	宮城西	大沢	落合
事 業																
家 庭 教 育 推 進 事 業																
(例) 子育て支援講座 親子ふれあい教室 食育講座 思春期親学 プレババママ講座 絵本よみきかせ講座	講座数	3	2	0	1	0	1	2	3	2	3	2	1	1	3	4
	回 数	11	8	0	6	0	3	7	31	3	8	6	7	1	19	14
	参加者数	138	122	0	173	0	48	142	1,014	71	133	56	213	12	280	309
青 少 年 健 全 育 成 事 業																
(例) インリーダー研修 子どもの広場 キッズクッキング 夏休みチャレンジ講座 子ども体験塾	講座数	8	3	1	4	4	4	6	2	5	4	3	3	2	2	3
	回 数	58	10	1	9	7	8	20	7	18	11	6	5	5	4	6
	参加者数	3,251	195	45	173	999	791	511	157	442	337	338	490	186	80	278
成 人 学 習 振 興 事 業																
(例) 自然体験教室 エコライフ講座 裁判員制度講座 男の料理教室 パソコン・デジカメ教室 社会教育実習生の受入	講座数	9	4	0	3	4	3	4	3	4	7	1	3	6	1	2
	回 数	179	18	0	8	12	15	13	24	12	20	7	28	26	9	11
	参加者数	7,431	351	0	168	308	247	286	173	265	366	60	510	511	172	173
高 齢 者 学 習 振 興 事 業																
(例) 明治青年大学 老壮大学 健康づくり教室 介護予防教室 シニアパソコン教室	講座数	0	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2	1	1	2	1
	回 数	0	12	7	12	12	10	19	10	20	13	18	7	8	12	12
	参加者数	0	775	174	680	1,348	406	237	763	836	356	479	404	367	370	298
地 域 社 会 教 育 推 進 事 業																
(例) 市民センターまつり 地域懇談会 学びのコミュニティ関連事業 地域防災教室 社会学級連携事業 地域(自然・伝統)を知る講座	講座数	13	4	1	7	12	6	4	7	7	5	9	10	3	7	7
	回 数	105	8	1	20	38	17	8	24	15	9	27	77	6	20	21
	参加者数	5,321	625	15	1,257	3,287	1,947	622	2,809	3,738	2,437	1,570	5,621	2,023	2,926	3,290
民 間 指 導 者 育 成 事 業																
(例) 各種ボランティア育成講座 各種ボランティア活動支援 ジュニアリーダー育成支援 子ども広場サポーター養成講座	講座数	5	2	1	3	2	3	2	2	2	2	2	2	0	3	2
	回 数	159	12	1	14	7	16	20	13	16	11	6	16	0	16	12
	参加者数	792	211	40	77	95	94	171	172	164	102	46	239	0	69	50
合 計		38	16	4	19	23	18	20	18	22	23	19	20	13	18	19
		512	68	10	69	76	69	87	109	84	72	70	140	46	80	76
		16,933	2,279	274	2,528	6,037	3,533	1,969	5,088	5,516	3,731	2,549	7,477	3,099	3,897	4,398

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

(※1)青葉区中央市民センターと各地区館の共催による「インリーダー研修会」、旭ヶ丘市民センターと三本松市民センターの共催による講座「アスリートたちの熱い生き方」

(※2)旭ヶ丘市民センターと三本松市民センターの共催による「台原中学校PTA共催事業企画会議」

(※3)中央市民センターと各地区館の共催による「インリーダー研修会」

(※4)高砂市民センター・田子市民センター・福室市民センターの共催による事業「郷土七北田川下流域過去から未来へ」

(※5)若林区中央市民センターと各地区館の共催による「インリーダー研修会」

(※6)若林区中央市民センター・若林区市民センター・荒町市民センター・六郷市民センターの共催による「若林区民文化セミナー」、若林区中央市民センターと沖野市民センターの共催による連携モデル事業「ザリガニ釣り」

			宮 城 野 区										若 林 区							
吉成	木町通	小計	中央	高砂	岩切	鶴ヶ谷	榴ヶ岡	東部	幸町	田子	福室	小計	若林区 中央	七郷	荒町	六郷	沖野	若林	小計	
1	1	30	6	3	6	1	3	2	2	2	1	26	3	1	1	0	1	1	7	
2	10	136	28	11	14	4	8	10	6	5	7	93	6	3	3	0	4	3	19	
17	104	2,832	332	275	556	102	119	172	118	86	52	1,812	198	25	41	0	81	47	392	
(※1)			(※3)										(※5)							
3	4	52	5	4	3	5	4	6	2	5	4	30	8	3	3	3	4	3	23	
12	21	199	22	33	21	21	12	23	8	21	18	171	18	9	51	7	11	9	99	
260	380	7,093	1,130	1,359	571	1,170	623	680	158	730	210	6,202	1,386	200	376	156	566	573	2,864	
			(※4)																	
2	5	61	6	5	4	2	2	3	5	4	3	32	7	9	3	3	3	5	30	
14	11	407	23	19	14	16	7	10	29	24	13	143	138	21	13	3	10	15	200	
291	156	11,468	339	439	174	162	69	105	315	568	477	2,080	3,503	309	670	192	250	292	5,216	
1	1	21	2	1	2	2	1	2	1	1	2	14	3	1	2	1	3	1	11	
11	8	191	39	10	22	14	12	19	11	10	12	149	25	11	16	3	22	12	89	
437	406	8,336	10,683	2,030	1,154	812	944	397	500	580	708	17,808	1,730	993	809	217	825	974	5,548	
(※2)													(※6)							
8	4	113	12	3	6	6	12	4	5	8	6	62	16	6	5	3	3	5	33	
13	14	418	54	9	14	16	49	11	26	45	18	242	50	17	26	5	6	12	110	
1,472	935	39,786	3,614	9,686	2,181	3,168	3,037	1,187	3,346	3,843	3,172	33,234	4,658	15,238	1,590	540	6,010	3,057	30,460	
4	3	40	14	2	2	2	3	2	2	2	2	31	4	3	2	1	3	4	17	
22	15	356	65	9	9	10	18	9	15	6	24	165	34	10	9	1	15	23	92	
312	82	2,716	1,655	114	90	76	142	72	76	53	182	2,460	364	157	75	12	347	179	1,134	
19	18	317	45	18	23	18	25	19	17	22	18	195	41	23	16	11	17	19	121	
74	79	1,707	231	91	94	81	106	82	95	111	92	963	271	71	118	19	68	74	609	
2,789	2,063	72,231	17,753	13,903	4,726	5,490	4,934	2,613	4,513	5,860	4,801	63,596	11,839	16,922	3,561	1,117	8,079	5,122	45,614	

区 名		太 白 区												
館 名		太白区 中央	生出	中田	西多賀	八本松	八木山	山田	茂庭台	東中田	柳生	秋保	富沢	小計
事 業														
家 庭 教 育 推 進 事 業														
(例) 子育て支援講座 親子ふれあい教室 食育講座 思春期親学 プレパパママ講座 絵本よみきかせ講座	講座数	4	0	2	1	2	2	1	2	2	1	1	5	23
	回 数	19	0	8	4	14	2	3	5	7	4	3	17	86
	参加者数	872	0	119	52	648	72	55	218	134	33	52	1,169	3,424
青 少 年 健 全 育 成 事 業		(※7)												
(例) インリーダー研修 子どもの広場 キッズクッキング 夏休みチャレンジ講座 子ども体験塾	講座数	7	3	6	4	3	6	3	3	5	4	4	3	49
	回 数	60	6	19	16	7	39	10	8	24	17	8	21	224
	参加者数	2,675	266	814	499	358	1,009	208	427	655	268	232	873	7,582
成 人 学 習 振 興 事 業														
(例) 自然体験教室 エコライフ講座 裁判員制度講座 男の料理教室 パソコン・デジカメ教室 社会教育実習生の受入	講座数	3	4	3	6	1	1	6	1	5	5	5	3	43
	回 数	16	28	8	14	3	10	21	3	14	63	40	8	228
	参加者数	188	452	159	312	84	462	356	25	242	815	576	129	3,800
高 齢 者 学 習 振 興 事 業														
(例) 明治青年大学 老壮大学 健康づくり教室 介護予防教室 シニアパソコン教室	講座数	4	1	2	3	1	1	2	2	2	1	1	1	21
	回 数	29	10	15	13	10	9	19	12	13	10	9	10	159
	参加者数	3,474	176	491	656	586	399	798	496	586	350	526	413	8,951
地 域 社 会 教 育 推 進 事 業														
(例) 市民センターまつり 地域懇談会 学びのコミュニティ関連事業 地域防災教室 社会学級連携事業 地域(自然・伝統)を知る講座	講座数	17	8	4	5	8	7	5	6	4	6	6	6	82
	回 数	72	20	10	23	37	80	14	22	8	9	21	17	333
	参加者数	7,030	5,313	7,494	4,432	5,847	14,495	4,152	3,185	3,984	2,451	4,357	2,055	64,795
民 間 指 導 者 育 成 事 業														
(例) 各種ボランティア育成講座 各種ボランティア活動支援 ジュニアリーダー育成支援 子ども広場サポーター養成 講座	講座数	8	3	3	4	5	4	2	4	2	3	2	3	43
	回 数	101	11	15	21	27	18	11	18	10	11	11	20	274
	参加者数	2,359	126	358	271	287	173	69	281	212	90	110	130	4,466
合 計		43	19	20	23	20	21	19	18	20	20	19	21	261
		297	75	75	91	98	158	78	68	76	114	92	93	1,304
		16,598	6,333	9,435	6,222	7,810	16,610	5,638	4,632	5,813	4,007	5,853	4,769	93,018

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

(※7)太白区中央市民センターと各地区館の共催による「インリーダー研修会」

泉 区														
泉区 中央	根白石	南光台	黒松	将監	加茂	高森	松陵	寺岡	長命 ヶ丘	松森	桂	南中山	小計	總計
3	1	3	3	0	2	2	2	6	3	2	1	1	29	115
26	9	10	23	0	10	4	3	25	9	8	2	10	139	473
718	122	203	302	0	118	50	61	492	333	272	450	262	3,383	11,843
9	1	4	5	5	1	5	3	3	3	1	3	4	47	201
39	6	11	17	20	3	13	6	7	39	6	9	9	185	878
2,676	200	325	941	824	123	596	170	104	334	64	279	293	6,929	30,670
3	6	5	5	1	4	4	1	5	6	4	7	4	55	221
14	22	11	10	4	12	26	3	16	22	17	23	9	189	1,167
193	361	115	143	91	445	772	63	352	341	258	432	295	3,861	26,425
1	2	1	1	1	2	1	3	1	1	1	2	1	18	85
9	14	11	9	10	11	10	14	10	10	10	13	10	141	729
502	359	480	459	454	242	427	442	566	521	355	590	414	5,811	46,454
16	5	5	3	11	9	8	10	4	4	7	4	5	91	381
65	5	12	11	27	20	18	39	6	5	19	10	30	267	1,370
6,634	1,255	5,086	1,781	3,189	2,583	4,735	3,343	2,117	2,329	3,045	4,964	3,100	44,161	212,436
6	2	4	3	2	3	3	2	1	3	4	4	4	41	172
42	14	15	15	6	19	12	17	10	15	15	16	25	221	1,108
496	54	119	100	78	144	127	90	40	118	110	74	306	1,856	12,632
38	17	22	20	20	21	23	21	20	20	19	21	19	281	1,175
195	70	70	85	67	75	83	82	74	100	75	73	93	1,142	5,725
11,219	2,351	6,328	3,726	4,636	3,655	6,707	4,169	3,671	3,976	4,104	6,789	4,670	66,001	340,460

4 主催事業参加者数推移

(※)2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は表上段の市民センターに計上しています

青 葉 区

(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
青葉区中央	10,851	17,225	15,843	15,742	17,946	16,907	
柏 木	2,332	2,705	2,919	2,357	2,160	2,234	
北 山	7,286	5,223	4,053	3,666	249	229	平成21年6月1日～平成23年1月17日 現地建替工事のため休館
福 沢	6,072	5,201	4,306	1,217	2,245	2,430	平成20年6月～平成21年1月 改修工事のため休館
旭 ケ 丘	7,810	10,864	9,237	6,690	5,358	5,956	
三 本 松	2,994	3,165	2,345	2,854	3,007	2,680	
片 平	2,243	2,206	1,798	1,404	1,269	1,929	
水 の 森	6,686	7,434	8,628	7,268	4,909	5,016	
貝 ケ 森	3,704	3,936	4,192	4,253	4,158	5,417	
中 山	1,559	4,838	3,262	2,746	3,618	3,632	
折 立	2,184	2,336	5,051	1,811	2,168	2,437	
広 瀬	9,378	8,863	6,945	6,329	6,376	7,365	
宮 城 西	1,458	3,851	4,124	3,917	3,904	3,075	平成22年8月1日～ 改築工事のため休館
大 沢	3,514	3,680	3,866	3,835	2,932	3,859	
落 合	4,901	4,430	4,880	3,753	3,549	4,286	
吉 成	2,145	2,484	2,309	2,572	2,855	2,756	
木 町 通	1,812	1,498	2,717	3,780	4,164	2,023	
計	76,929	89,939	86,475	74,194	70,867	72,231	

宮 城 野 区

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
中 央	15,347	14,808	18,105	18,577	19,218	17,766	
高 砂	7,696	8,256	6,925	9,418	8,619	13,855	
岩 切	7,028	2,722	5,185	4,225	3,953	4,683	平成18年7月～平成18年12月 改修工事のため休館
鶴 ケ 谷	5,325	5,480	5,275	5,196	4,760	5,420	
榴 ケ 岡	3,208	3,172	3,632	3,942	3,704	4,850	平成22年10月1日～12月31日:耐震工 事等のため一部施設の貸出を停止
東 部	2,584	2,790	2,469	2,348	1,269	2,554	平成21年6月22日～平成22年1月12日 大規模改修工事のため休館
幸 町	6,576	6,009	6,074	4,742	3,995	4,453	
田 子	7,997	6,972	6,801	7,001	6,438	5,554	
福 室	4,116	3,295	3,564	3,675	4,298	4,461	
計	59,877	53,504	58,030	59,124	56,254	63,596	

若 林 区

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
若林区中央	11,880	12,022	12,920	12,585	12,510	11,590	
七 郷	15,749	30,455	33,456	33,712	1,480	16,861	平成21年6月22日～平成22年2月15日 大規模改修工事のため休館
荒 町	4,916	5,624	5,600	4,521	3,934	3,357	平成22年1月11日～平成22年2月1日 建て替えた施設の開館準備のため休館
六 郷	9,165	9,162	10,410	12,088	6,108	931	平成22年4月1日～12月6日 大規模改修工事のため休館
沖 野	8,310	8,253	7,893	8,281	7,436	7,969	
若 林	10,237	7,510	5,415	6,431	5,921	4,906	
計	60,257	73,026	75,694	77,618	37,389	45,614	

太 白 区

(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
太白区中央	6,946	8,636	11,683	14,437	15,170	16,526	
生 出	3,909	4,495	4,683	4,864	4,845	6,272	平成17年7月～平成17年12月 改修工事のため休館
中 田	9,948	7,859	15,727	8,047	7,493	9,368	
西 多 賀	9,041	9,283	7,720	6,022	5,876	6,145	
八 本 松	5,656	5,337	6,167	6,736	6,765	7,739	
八 木 山	12,903	11,043	8,451	9,113	14,298	16,536	平成20年10月15日～11月17日:体育館 移転増改築工事のため体育館閉館
山 田	4,895	5,146	5,324	5,946	6,305	5,587	
茂 庭 台	8,071	6,914	3,673	3,935	3,690	4,571	
東 中 田	4,768	5,198	5,958	4,730	4,983	5,792	
柳 生	2,726	3,292	3,323	3,377	3,168	3,931	
秋 保	5,785	5,196	5,009	5,580	5,894	5,853	
富 沢	3,560	3,400	5,443	5,676	4,994	4,698	
計	78,208	75,799	83,161	78,463	83,481	93,018	

泉 区

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
泉区中央	7,031	5,281	5,758	6,817	6,629	11,219	
根 白 石	2,216	2,314	2,040	3,013	2,337	2,351	平成21年11月1日～平成22年2月28日 ホール工事
南 光 台	3,185	3,880	6,875	6,744	6,293	6,328	
黒 松	3,102	3,002	3,980	3,970	2,751	3,726	
将 監	4,041	4,685	3,617	4,402	4,511	4,636	
加 茂	2,651	3,238	2,710	3,582	3,867	3,655	平成23年4月1日～ 大規模改修工事のため休館
高 森	4,610	6,445	6,171	6,426	6,675	6,707	
松 陵	5,116	5,593	5,290	5,823	3,787	4,169	平成20年2月4日～25日 ホール工事
寺 岡	2,932	3,478	3,123	3,176	3,456	3,671	
長 命 ケ 丘	4,317	5,091	5,243	5,842	4,581	3,976	
松 森	2,527	3,036	2,941	3,587	3,538	4,104	
桂	1,711	3,203	4,450	4,943	4,606	6,789	
南 中 山	2,924	2,988	3,154	2,942	3,125	4,670	
計	46,363	52,234	55,352	61,267	56,156	66,001	

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
合 計	321,634	344,502	358,712	350,666	304,147	340,460	

◆平成22年度については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、3月12日以降年度末まで主催講座等は実施していません。

5 市民センター利用者数推移

青 葉 区

(単位:人)

	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度
青 葉 区 中 央	113,738	112,231	106,840	106,166	106,787	96,397
柏 木	36,974	35,186	36,574	34,987	41,807	31,999
北 山	68,522	60,537	59,625	61,169	5,783	2,595
福 沢	62,675	53,678	60,044	24,527	56,732	47,434
旭 ケ 丘	99,702	108,074	107,529	104,350	94,620	81,680
三 本 松	43,491	36,495	41,562	38,725	37,732	25,579
片 平	81,050	73,009	68,266	69,528	65,556	64,195
水 の 森	79,294	74,976	71,719	81,484	59,188	55,888
貝 ケ 森	73,962	73,128	75,976	61,226	68,075	62,547
中 山	70,275	70,426	73,495	74,276	69,647	59,007
折 立	46,286	50,877	47,879	47,577	49,407	42,172
広 瀬	48,824	49,786	50,025	50,867	52,981	44,983
宮 城 西	17,036	19,871	21,417	21,862	19,044	4,537
大 沢	38,748	41,395	38,829	39,729	40,852	33,228
落 合	61,595	54,516	61,687	50,660	58,183	36,408
吉 成	66,085	65,670	70,804	64,287	59,524	46,819
木 町 通	55,063	66,745	80,384	82,900	76,989	72,566
計	1,063,320	1,046,600	1,072,655	1,014,320	962,907	808,034

※北山:平成21年6月1日～平成23年1月19日 改修工事のため休館

※宮城西:平成22年8月1日から現地建て替え工事のため休館

宮 城 野 区

	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度
中 央	129,544	154,846	149,196	150,888	141,559	155,651
高 砂	79,540	79,295	88,539	87,814	79,911	66,290
岩 切	53,905	23,324	42,519	45,496	41,715	38,458
鶴 ケ 谷	89,937	79,368	70,186	73,304	74,269	60,606
榴 ケ 岡	37,317	34,138	34,717	34,062	38,612	26,494
(榴公園軽体育館)	52,922	45,954	44,514	42,263	40,417	33,306
東 部	52,498	45,943	51,865	49,004	22,108	43,270
幸 町	72,074	73,992	65,659	67,099	67,277	60,539
田 子	96,959	98,258	104,250	101,531	73,619	54,959
福 室	83,752	80,078	83,449	77,669	75,205	67,373
計	748,448	715,196	734,894	729,130	654,692	606,946

若 林 区

	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度
若 林 区 中 央	108,799	102,467	100,156	95,454	93,836	89,473
七 郷	76,813	81,905	101,542	99,106	20,418	57,406
荒 町	55,502	52,829	54,099	51,323	47,397	58,544
六 郷	77,995	87,109	88,122	92,834	91,798	17,761
沖 野	58,372	58,745	62,292	63,150	58,588	54,716
若 林	70,352	86,490	89,755	77,533	59,294	49,980
計	447,833	469,545	495,966	479,400	371,331	327,880

太 白 区

(単位:人)

	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度
太 白 区 中 央	89,691	85,517	89,405	97,917	94,809	92,298
生 出	16,640	21,358	21,570	21,837	23,221	16,623
中 田	61,096	49,907	24,471	54,772	63,880	48,272
西 多 賀	74,321	70,628	62,470	63,758	62,378	54,169
八 本 松	74,631	61,945	60,740	60,584	66,309	44,632
八 木 山	67,212	59,929	51,203	53,112	56,842	46,671
山 田	53,984	45,312	46,019	46,978	56,427	39,849
茂 庭 台	59,859	50,864	48,428	46,490	45,824	42,337
東 中 田	64,487	55,879	62,913	59,932	55,535	49,499
柳 生	65,617	60,254	74,516	71,967	72,217	63,539
秋 保	14,456	15,670	13,169	13,360	13,963	8,288
馬 場	3,417	4,909	4,275	4,761	5,398	3,666
湯 元	5,537	6,367	4,977	7,764	7,590	8,835
富 沢	73,747	77,056	86,900	91,527	80,193	70,340
計	724,695	665,595	651,056	694,759	704,586	589,018

泉 区

	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度
泉 区 中 央	63,618	67,319	68,658	68,294	63,644	57,934
根 白 石	31,508	26,772	29,423	29,095	27,201	21,423
南 光 台	39,085	37,393	36,916	37,617	35,336	29,100
黒 松	61,701	61,889	60,211	61,436	60,247	51,311
将 監	50,352	50,113	53,257	52,581	53,675	37,585
加 茂	47,975	50,926	52,759	51,216	51,683	47,739
高 森	39,515	42,216	42,987	44,156	42,731	34,776
松 陵	37,326	37,658	41,471	46,172	41,876	29,412
寺 岡	56,489	39,625	47,411	38,589	53,229	36,165
長 命 ケ 丘	47,449	48,270	47,052	47,115	48,099	40,850
松 森	44,211	45,673	44,489	48,891	44,973	42,262
桂	76,214	75,010	67,475	66,211	59,586	50,586
南 中 山	50,105	61,327	53,337	54,556	57,504	48,519
計	645,548	644,191	645,446	645,929	639,784	527,662

	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度
合 計	3,629,844	3,541,127	3,600,017	3,563,538	3,333,300	2,859,540

6 仙台市市民センター条例・施行規則

仙台市市民センター条例

平成二年三月一六日
仙台市条例第八号

(設置)

第一条 市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十四条の規定に基づき、市民センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台市中央市民センター	仙台市宮城野区榴岡四丁目1番8号
仙台市柏木市民センター	仙台市青葉区柏木三丁目3番1号
仙台市青葉区中央市民センター	仙台市青葉区一番町二丁目1番4号
仙台市生出市民センター	仙台市太白区茂庭字新熊野64番地
仙台市高砂市民センター	仙台市宮城野区高砂一丁目24番地の9
仙台市中田市民センター	仙台市太白区中田四丁目1番5号
仙台市岩切市民センター	仙台市宮城野区岩切字三所南88番地の2
仙台市七郷市民センター	仙台市若林区荒井字掘添65番地の5
仙台市広瀬市民センター	仙台市青葉区下愛子字観音堂5番地
仙台市宮城西市民センター	仙台市青葉区熊ヶ根字石積47番地
仙台市秋保市民センター	仙台市太白区秋保町長袋字大原百6番地の2
仙台市馬場市民センター	仙台市太白区秋保町馬場字竹林45番地の1
仙台市湯元市民センター	仙台市太白区秋保町湯元字湯向東31番地
仙台市泉区中央市民センター	仙台市泉区市名坂字東裏53番地の1
仙台市根白石市民センター	仙台市泉区根白石字杉下前24番地
仙台市南光台市民センター	仙台市泉区南光台七丁目1番3号
仙台市黒松市民センター	仙台市泉区黒松一丁目33番40号
仙台市将監市民センター	仙台市泉区将監八丁目2番1号
仙台市加茂市民センター	仙台市泉区加茂四丁目2番地
仙台市鶴ヶ谷市民センター	仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁目9番地の1
仙台市榴ヶ岡市民センター	仙台市宮城野区五輪一丁目4番22号、五輪一丁目3番1号
仙台市東部市民センター	仙台市宮城野区平成一丁目3番27号
仙台市荒町市民センター	仙台市若林区荒町86番地の2
仙台市北山市民センター	仙台市青葉区新坂町8番4号

仙台市若林区中央市民センター	仙台市若林区南小泉一丁目1番1号、保寿院前丁3番地の4
仙台市西多賀市民センター	仙台市太白区西多賀三丁目6番8号
仙台市六郷市民センター	仙台市若林区今泉一丁目3番19号
仙台市福沢市民センター	仙台市青葉区福沢町9番9号
仙台市八本松市民センター	仙台市太白区八本松二丁目4番20号
仙台市旭ヶ丘市民センター	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目2番15号
仙台市八木山市民センター	仙台市太白区八木山本町一丁目43番地
仙台市三本松市民センター	仙台市青葉区堤町三丁目203番1号
仙台市山田市民センター	仙台市太白区山田北前町13番1号
仙台市茂庭台市民センター	仙台市太白区茂庭台四丁目1番10号
仙台市片平市民センター	仙台市青葉区米ヶ袋一丁目1番35号
仙台市東中田市民センター	仙台市太白区四郎丸字吹上51番地
仙台市高森市民センター	仙台市泉区高森六丁目1番地の2
仙台市松陵市民センター	仙台市泉区松陵五丁目20番地の2
仙台市大沢市民センター	仙台市青葉区芋沢字要害65番地
仙台市水の森市民センター	仙台市青葉区水の森四丁目1番1号
仙台市若林市民センター	仙台市若林区若林三丁目15番20号
仙台市沖野市民センター	仙台市若林区沖野七丁目34番43号
仙台市寺岡市民センター	仙台市泉区寺岡二丁目14番地の4
仙台市貝ヶ森市民センター	仙台市青葉区貝ヶ森一丁目4番6号
仙台市幸町市民センター	仙台市宮城野区幸町三丁目13番13号
仙台市長命ヶ丘市民センター	仙台市泉区長命ヶ丘二丁目14番地の15
仙台市落合市民センター	仙台市青葉区落合二丁目15番15号
仙台市中山市民センター	仙台市青葉区中山三丁目13番1号
仙台市折立市民センター	仙台市青葉区折立三丁目20番1号
仙台市吉成市民センター	仙台市青葉区国見ヶ丘二丁目2番地の1
仙台市柳生市民センター	仙台市太白区柳生七丁目20番地の7
仙台市太白区中央市民センター	仙台市太白区長町五丁目3番2号
仙台市田子市民センター	仙台市宮城野区田子二丁目4番25号
仙台市松森市民センター	仙台市泉区松森字城前9番地の2
仙台市富沢市民センター	仙台市太白区富沢南一丁目18番地の10
仙台市桂市民センター	仙台市泉区桂三丁目19番地の1
仙台市福室市民センター	仙台市宮城野区福室五丁目9番36号
仙台市南中山市民センター	仙台市泉区南中山二丁目204番地の12
仙台市木町通市民センター	仙台市青葉区木町通一丁目7番36号

(使用の許可)

第三条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
- 二 センターの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めるとき

(使用料)

第四条 センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 使用料は、前条第一項の許可の際、納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を別に定める納期限までに納入させることができる。

(使用料の額の特例)

第四条の二 市長は、前条第二項ただし書の規定により使用料を別に定める納期限までに納入させる場合において、当該納期限の日以前に、第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。))につき次の各号のいずれかに該当すると認めるとき(使用料が既納の場合を除く。))は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する使用料の額の範囲内で使用料の額を定めることができる。

- 一 天災その他自己の責めによらない事由によりセンターを使用できないとき
- 二 市長が別に定める期間内にセンターの使用の取りやめを申し出たとき

(使用料の返還)

第五条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者につき前条各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第六条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(目的外使用の禁止)

第七条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第八条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第九条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の許可を取り消し、又はセンターの使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 使用者がこの条例又は使用の許可の際に付された条

件に違反したとき

- 二 第三条第二項各号の一に該当することとなったとき

(指定管理者)

第十条 教育委員会は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十一条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第三条第一項の許可に関する業務
- 二 センターの事業として教育委員会がセンターごとに定める事業に関する業務
- 三 センターの維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

- 2 前項の場合における第三条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第十二条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(審議会)

第十三条 社会教育法第二十九条第一項の規定に基づき、本市が設置するすべての市民センターに共通の公民館運営審議会として、仙台市公民館運営審議会(以下「審議会」という。))を設置する。

- 2 審議会の委員の定数は、十七人以内とする。
- 3 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前二項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則 省 略

別表(第四条関係)

一 会議室等の使用料

(一) 専用使用する場合

使用区分		金額	
仙台市中央市民センター	会議室	一時間につき	500円
	第一セミナー室(A)	一時間につき	500円
	第一セミナー室(B)	一時間につき	500円
	第一セミナー室(C)	一時間につき	500円
	第二セミナー室	一時間につき	800円
	和室	一時間につき	700円
	第一音楽室	一時間につき	900円
	第二音楽室	一時間につき	900円
	創作室(1)	一時間につき	700円
	創作室(2)	一時間につき	700円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,800円
		夜間	4,200円
	トレーニング室	一時間につき	700円
	ミーティング室	一時間につき	300円
仙台市柏木市民センター	会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市青葉区中央市民センター	第一会議室	一時間につき	700円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	500円
	第四会議室	一時間につき	700円
	第五会議室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
	小ホール(1)	一時間につき	800円
	小ホール(2)	一時間につき	700円
仙台市生田市民センター	第一講義室	一時間につき	500円
	第二講義室	一時間につき	300円
	和室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市高砂市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	講義室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
仙台市中田市民センター	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市岩切市民センター	講義室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	800円
	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	創作室	一時間につき	300円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市七郷市民センター	会議室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	800円
	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	800円
	創作室	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市広瀬市民センター	会議室	一時間につき	500円
	セミナー室(A)	一時間につき	500円
	セミナー室(B)	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
	創作室	一時間につき	500円
仙台市宮城西市民センター	会議室(1)	一時間につき	300円
	会議室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
	体育館	午前	1,500円
		午後	1,500円
		夜間	2,100円
仙台市秋保市民センター	研修室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	和室	一時間につき	700円
	茶室	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	会議室	一時間につき	500円
	体育館	午前	1,600円
		午後	2,100円
		夜間	2,500円
仙台市馬場市民センター	会議室	一時間につき	300円
	講義室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	400円
	体育館	午前	1,600円
		午後	2,100円
		夜間	2,500円
仙台市湯元市民センター	会議室	一時間につき	300円
	講義室	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	400円
	調理実習室	一時間につき	400円
	和室	一時間につき	500円
	集会室	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
仙台市泉区中央市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	300円
	第三会議室	一時間につき	300円
	研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	700円

仙台市泉区中央市民センター	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	600円
	創作室	一時間につき	700円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市根白石市民センター	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	工作室	一時間につき	500円
	大会議室	一時間につき	800円
	小会議室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	和室	一時間につき	700円
仙台市南光宮市民センター	会議室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	900円
	集会室	午前	2,200円
		午後	2,800円
		夜間	3,300円
	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	300円
	第四研修室	一時間につき	500円
	第五研修室	一時間につき	300円
	和室	一時間につき	300円
仙台市黒松市民センター	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	700円
	和室	一時間につき	700円
	多目的室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市将監市民センター	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円

仙台市加茂市民センター	調理実習室	一時間につき	800円
	和室	一時間につき	500円
	研修室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,200円
		午後	2,800円
		夜間	3,300円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市鶴ヶ谷市民センター	第一会議室	一時間につき	700円
	第二会議室	一時間につき	500円
	第三会議室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	遊技室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,400円
		午後	3,100円
		夜間	3,700円
仙台市榴ヶ岡市民センター	第一会議室	一時間につき	700円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	500円
	第四会議室	一時間につき	800円
	第五会議室	一時間につき	700円
	和室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
仙台市東部市民センター	会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市荒町市民センター	第一会議室	一時間につき	300円
	第二会議室	一時間につき	300円
	第三会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市北山市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	300円
	第三会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	500円
	和室(4)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	トレーニング室	一時間につき	600円
仙台市若林区中央市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	500円
	第三会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	和室(4)	一時間につき	500円
	和室(5)	一時間につき	500円
	セミナー室(A)	一時間につき	500円
	セミナー室(B)	一時間につき	500円
	創作室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市西多賀市民センター	第一会議室	一時間につき	300円
	第二会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市六郷市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	300円
	第三会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市福沢市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	800円
	第三会議室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
仙台市八本松市民センター	体育館	午後	2,600円
		夜間	3,100円
	会議室	一時間につき	300円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	800円
	和室(3)	一時間につき	800円
	和室(4)	一時間につき	800円
仙台市旭ヶ丘市民センター	第一会議室	一時間につき	900円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	700円
	展示ホール(1)	一時間につき	800円
	展示ホール(2)	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
	小ホール	一時間につき	700円
仙台市八木山市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	和室(3)	一時間につき	500円
	和室(4)	一時間につき	500円
仙台市三本松市民センター	第一会議室	一時間につき	900円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	700円
	展示ホール(1)	一時間につき	800円
	展示ホール(2)	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
	小ホール	一時間につき	700円
仙台市山田市民センター	第一会議室	一時間につき	900円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	700円
	展示ホール(1)	一時間につき	800円
	展示ホール(2)	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
	小ホール	一時間につき	700円
仙台市茂庭台市民センター	第一会議室	一時間につき	900円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	700円
	展示ホール(1)	一時間につき	800円
	展示ホール(2)	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
	小ホール	一時間につき	700円
仙台市片平市民センター	第一会議室	一時間につき	900円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	700円
	展示ホール(1)	一時間につき	800円
	展示ホール(2)	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
	小ホール	一時間につき	700円
仙台市東中田市民センター	第一会議室	一時間につき	900円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	700円
	展示ホール(1)	一時間につき	800円
	展示ホール(2)	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
	小ホール	一時間につき	700円
仙台市高森市民センター	第一会議室	一時間につき	900円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	700円
	展示ホール(1)	一時間につき	800円
	展示ホール(2)	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
	小ホール	一時間につき	700円
仙台市松陵市民センター	第一会議室	一時間につき	900円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	700円
	展示ホール(1)	一時間につき	800円
	展示ホール(2)	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
	小ホール	一時間につき	700円

仙台市松陵市民センター	和室	一時間につき	700円
	工作室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
仙台市大沢市民センター	和室(1)	午後	2,600円
		夜間	3,100円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市水の森市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	500円
	和室(3)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市若林市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市沖野市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市寺岡市民センター	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	トレーニング室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市貝ヶ森市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
仙台市幸町市民センター	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
仙台市長命ヶ丘市民センター	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,100円
仙台市落合市民センター	ホール	午後	2,600円
		夜間	3,100円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
仙台市中山市民センター	ホール	午後	2,600円
		夜間	3,100円
	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
仙台市折立市民センター	ホール	午後	2,600円
		夜間	3,100円
	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
仙台市吉成市民センター	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	会議室	一時間につき	800円
仙台市吉成市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円

備考	
一	使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
二	「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後4時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までをいう。
三	その使用に係る時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
四	1時間ごとの使用料を定めた使用区分において、第一号の使用時間以外の時間に使用する場合における使用料は、この表に定める額とする。
五	前号の使用区分以外使用区分において、次のイからハまでに掲げる使用時間に係る使用料は、それぞれイからハまでに掲げる額とする。
イ	午前9時から午後4時30分まで 午前の項及び午後の項に定める額の合計額
ロ	午後1時から午後9時まで 午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
ハ	午前9時から午後9時まで 午前の項、午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
六	前号の使用区分において、第一号に定める使用時間以外の時間に使用する場合(前号の場合を除く。)における使用料は、その使用が午前9時以前又は正午から午後1時までのときは午前の項に、午後4時30分から午後5時30分までのときは午後の項に、午後九時以降のときは夜間の項にそれぞれ定める額を時間割りして計算した額とする。
七	使用者が対価の支払を受けて展示会その他の催しを行う場合その他これに類する場合の使用料は、この表に定める額の三倍以内において市長が定める。
八	会議室兼調理実習室を会議のために区分して使用する場合の使用料は、この表に定める額に0.7を乗じて得た額とする。

二 仙台市榴ヶ岡市民センター榴岡公園軽体育館の使用料

(一) 専用使用する場合

使用区分		金額	
ミーティングルーム(1)	一時間につき		800円
ミーティングルーム(2)	一時間につき		500円
和室(1)	一時間につき		300円
和室(2)	一時間につき		300円
体育館	午前		2,100円
	午後		2,600円
	夜間		3,100円
備考 一(一)の表の備考第一号から第六号までの規定は、この表の場合について準用する。			

(二) 個人使用する場合

使用区分		金額	
体育館	一般	一回につき	200円
	小学生・中学生	一回につき	100円

(二) 個人使用する場合

使用区分		金額	
体育館・ホール・仙台市中央市民センター及び仙台市北山市民センターのトレーニング室	一般	一回につき	200円
	小学生・中学生	一回につき	100円
仙台市寺岡市民センターのトレーニング室		一回につき	200円

仙台市市民センター条例施行規則

平成二年三月二九日
仙台市教育委員会規則第五号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市市民センター条例（平成二年仙台市条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第二条 市民センター(以下「センター」という。)の施設の使用時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、同項に規定するセンターの施設の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は休館することができる。

一 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)

二 休日の翌日(日曜日又は休日に当たる場合は、その直後の日曜日又は休日でない日)

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日(前二号に掲げる日を除く。)

(使用許可の手続)

第四条 条例第三条第一項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、使用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用申込書の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

一 センターの施設を専用使用しようとする場合には、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の二月前の月の十日から使用日までの期間内に行うこと

二 センターの施設を個人使用しようとする場合には、使用日に行うこと

3 教育委員会は、使用許可をしたときは、使用承認

書を交付するものとする。

4 センターの施設の使用許可に係る手続(センターの施設を個人使用しようとする場合の使用許可に係る手続を除く。)については、前三項の規定にかかわらず、市民利用施設予約システム(仙台市民利用施設予約システムの運用及び利用者登録等に関する規則(平成十五年仙台市規則第八十七号)第二条第二号に規定するものをいう。)を利用する方法により行うことができる。

第四条の二 条例第三条第二項第三号に規定する教育委員会が不相当と認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一 センターの施設において物品又は権利の販売又は宣伝(次項において「物品販売等」という。)を行おうとする場合

二 その他センターの設置目的に照らして教育委員会が不相当と認める場合

2 教育委員会は、前項第一号の規定にかかわらず、センターの設置目的に照らして適当と認める場合は、センターの施設において物品販売等を行おうとする者に対し、使用許可をすることができる。この場合において、物品販売等を行おうとする者は、教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(市長が必要と認めるときの使用料の納期限)

第五条 条例第四条第二項ただし書に規定する市長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する別に定める納期限は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 使用料を口座振替の方法により納入する場合
使用許可を受けた日の属する月の翌月末日

二 区長が特別な事由があると認める場合
区長が定める日

(市長が必要と認めるときの使用料の額の特例)

第六条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が条例第四条の二第一号に該当する場合において、同条の規定により市長が定める使用料の額は、零とする。

2 条例第四条の二第二号に規定する市長が別に定める期間は、次の各号に掲げる期間とし、同条の規定により市長が定める使用料の額は、前項の規定にか

かわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 使用許可を受けた日から使用日の七日前の日までの期間 零

二 使用日の七日前の日の翌日から使用日までの期間 条例第四条第一項の規定による使用料(条例第六条の規定により使用料を減免した場合にあっては、当該減免後の使用料)の額

3 使用者が前条の納期限までに使用料を納入せず、かつ、センターの施設を使用する意思があると認められないときは、当該納期限の日において使用の取りやめの申出がなされたものとみなし、前項の規定を準用する。

(使用料の返還)

第七条 使用者が条例第四条の二第一号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、既納の使用料の全額とする。

2 使用者が条例第四条の二第二号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、前条第二項第一号に掲げる期間においては、既納の使用料の全額とする。

3 使用料の返還を受けようとする者は、還付請求書を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第八条 条例第十条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(審議会)

第九条 仙台市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。

一 中央市民センター長から諮問のあったことについて、審議すること

二 センターにおける各種の事業について、調査研究すること

三 センターにおける各種の事業について、評価

すること

四 その他審議会が必要と認める事項について、審議等を行うこと

2 審議会に会長及び副会長一人を置く。

3 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第十条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、二月ごとに一回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十一条 審議会の庶務は、中央市民センターにおいて処理する。

第十二条 前三条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(実施細目)

第十三条 この規則の実施細目は、教育長が定める。

附 則 省 略